

第百四十七回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 四 号

平成十二年四月二十五日(火曜日)

午後零時十四分開議

出席委員

委員長 植竹 繁雄君

理事 鈴木 俊一君

理事 萩野 浩基君

理事 山元 勉君

理事 瀬古由起子君

小泉純一郎君

七条 明君

谷川 和徳君

堀内 光雄君

持永 和見君

中田 宏君

赤松 正雄君

中路 雅弘君

深田 肇君

虎島 和夫君

松本 純君

河合 正智君

佐藤 信二君

関谷 勝嗣君

松田 仁君

武藤 嘉文君

米田 建三君

堀込 征雄君

白保 台一君

三沢 淳君

統 訓弘君

持永 和見君

米田 建三君

白保 台一君

新倉 紀一君

國務大臣
(総務庁長官)

総務政務次官

北海道開発政務次官

沖縄開発政務次官

内閣委員会専門員

四月二十四日

地方分権推進法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方分権推進法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)

提出第九三三号)

○植竹委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方分権推進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。統給務庁長官。

地方分権推進法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○統給務大臣 ただいま議題となりました地方分権推進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方分権推進法は、五年間の時限法であり、本年七月二日にその期限が到来いたしますが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が本年四月に施行される一方で、わずか三ヵ月後の七月に地方分権推進法が失効することになると、地方分権推進委員会の監視活動が十分でできないこと、また、引き続き検討を要する課題もあることから、地方分権推進法の有効期間を一年延長するものであります。

その他、中央省庁等改革に伴う所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○植竹委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十六日水曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

地方分権推進法の一部を改正する法律案

地方分権推進法(平成七年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「五年」を「六年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九

号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十四年六月十九日

までの間、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百

二号)の規定による駐留軍用地の返還に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。を「次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務」に改め、同項に次の表を加える。

期 限	事 務
平成十三年七月二日	一 地方分権推進計画(地方分権推進法(平成七年法律第九十八号)第八條第一項に規定するものをいう。次号において同じ。)の作成に關すること。
平成十四年六月十九日	二 地方分権推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に關すること。

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二二号)の規定による駐留軍用地の返還に關すること(他省の所掌に屬するものを除く。)

附則第三條の表平成十四年六月十九日までの間の項中「附則第二條第二項に規定する」を「附則第二條第二項の表平成十四年六月十九日の項の下欄に掲げる」に改める。

附則第四條の見出しを「(審議會等の設置の特例)」に改め、同條に次の一項を加える。

2 平成十三年七月二日までの間、地方分権推進法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権推進委員会は、本府に置く。

附則第五條第二号中「附則第二條第二項に規定する」を「附則第二條第二項の表平成十四年六月十九日の項の下欄に掲げる」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三條 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の次に次の一項を加える。

(地方分権推進法の一部改正)

第二十六條の二 地方分権推進法(平成七年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第九條中「総理府」を「内閣府」に改める。

第十一條の見出しを「(国会への報告)」に改め、同條第一項を削り、同條第二項を同條と

する。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(地方分権推進法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条の二 この法律の施行の際現に従前の総理府の地方分権推進委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十六条の二の規定による改正後の地方分権推進法(次項において「新地方分権推進法」という。)第十三条第一項の規定により、内閣府の地方分権推進委員会の委員として任命されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に従前の総理府の地方分権推進委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新地方分権推進法第十四条第一項の規定により、内閣府の地方分権推進委員会の委員長として定められたものとみなす。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第四条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十三百七条第一項中「衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)第六條第七項」の下に、「地方分権推進法(平成七年法律第九十八号)第十三條第六項」を加える。

第十三百八条中「衆議院議員選挙区画定審議会設置法第六條第六項」の下に、「地方分権推進法第十三條第五項」を加える。

理由

地方分権の推進に関する施策の実施状況にかんがみ、引き続き地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権推進法の有効期間を一年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年五月十二日印刷

平成十二年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B